日調連発第３１３号
平成２３年１１月９日

各土地家屋調査士会長　　殿
連　合　会　役　員　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通知）

標記について、法務省民事局長から法務局長及び地方法務局長あての通達が別添のとおり発せられた旨情報提供を受けましたので、参考までに通知します。

なお、本改正は、資格者代理人による本人確認情報の提供に関するもので、本月７日に公布された司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴うものであり、同日から実施されることとなっております。

契
省
印
民

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第２５８５号
平成２３年１１月７日

法　務　局　長　　殿
地方法務局長　　殿

法務省民事局長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令（平成２３年法務省令第３１号）の施行に伴い，平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し，平成２３年１１月７日から実施することとしましたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第４９条第２項中第４号を第５号とし，第３号を第４号とし，第２号を第３号とし，第１号の次に次の一号を加える。

(2) 日本司法書士会連合会又は日本土地家屋調査士会連合会が提供する情報に基づき発行された電子証明書（司法書士法施行規則（昭和５３年法務省令第５５号）第２８条第２項又は土地家屋調査士法施行規則（昭和５４年法務省令第５３号）第２６条第２項の規定により法務大臣が指定するものに限る。）

○　不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号法務省民事局長通達）の一部改正　新旧対照表（第４９条関係）

（傍線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（資格者代理人による本人確認情報の提供） 第４９条　（略） ２　規則第７２条第３項の資格者代理人であることを証する情報は，次に掲げるものとする。 (1)　（略） (2)　日本司法書士会連合会又は日本土地家屋調査士会連合会が提供する情報に基づき発行された電子証明書（司法書士法施行規則（昭和５３年法務省令第５５号）第２８条第２項又は土地家屋調査士法施行規則（昭和５４年法務省令第５３号）第２６条第２項の規定により法務大臣が指定するものに限る。） (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） ３・４　（略）	（資格者代理人による本人確認情報の提供） 第４９条　（同左） ２　規則第７２条第３項の資格者代理人であることを証する情報は，次に掲げるものとする。 (1)　（同左） （新設） (2)　（同左） (3)　（同左） (4)　（同左） ３・４　略